

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業における換地計画のうち換地設計を，土地区画整理法第88条第2項の規定を準用し，下記のとおり公衆の縦覧に供しますので，土地区画整理法施行令第55条の2の規定を準用し，次のとおり公告します。

なお，当該換地設計について意見のある利害関係者は，縦覧期間内に意見書を提出することができます。

平成30年10月24日

京都市長 門川 大作

- 1 縦覧期間 平成30年10月25日から同年11月7日まで
- 2 縦覧時間 午前8時45分から午後5時30分まで
- 3 縦覧場所 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビル3階
京都市建設局都市整備部整備推進課

(建設局都市整備部整備推進課)